

工事書類簡素化の手引き

【建築関係工事】

～ 現場品質向上のために ～

令和8年7月

中津市

目次

前回の赤色 ⇄ 緑色
今回の改訂 ⇄ 赤色

1. 簡素化の原則
2. 簡素化のポイント
3. 簡素化の内容
4. 電子納品試行運用ガイドライン
5. 遠隔臨場
6. 工事書類の整理例

1. 簡素化の原則

前回の赤色 ⇄ 緑色
今回の改訂 ⇄ 赤色

○発注者は、不要な書類の

提出、提示は求めない！

○受注者は、不要な書類の

作成、提出はしない！

2. 簡素化のポイント(一部改訂)

前回の赤色 ⇄ 緑色
今回の改訂 ⇄ 赤色

○着手前

Point①<<施工計画時点でしっかり協議👉>>

Point②<<簡素化の手引き/簡素化チェックリストを活用👉>>

○施工中

Point③<<協議や報告の書類は、必要最小限かつ簡潔に👉>>

Point④<<情報共有システム/電子マニフェストのメリットを活用👉>>

○完成時

Point⑤<<電子納品で“印刷・インデックス”の削減👉>>

Point⑥<<“提示”書類は原本を👉>>

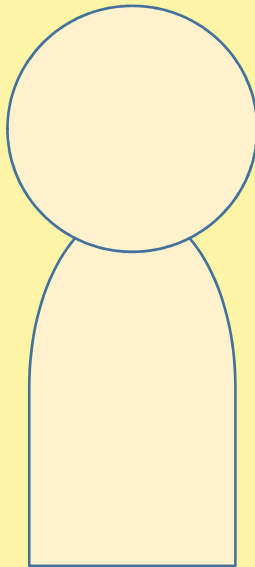
Point②

簡素化の手引きや簡素化
チェックリストを活用(一部改訂)

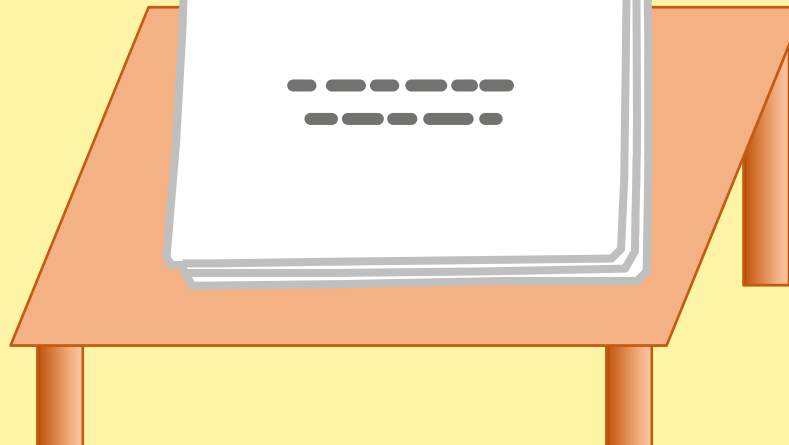
前回の赤色 ⇄ 緑色
今回の改訂 ⇄ 赤色

「簡素化の手引き」の内容を確認して、不要な書類の
“提出は求めない” “作成はしない” を徹底しましょう!!

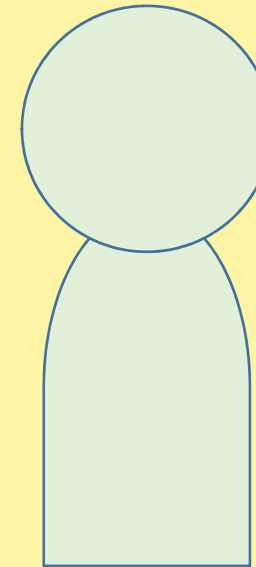
この書類は簡素化
されたんですね



簡素化
手引き



手引きの内容を
確認しましょう



※自動出力される資料やすでに撮影した写真を削除する等の「簡素化のため
の手戻り作業」は不要です。

Point④

情報共有システム/電子
マニフェストのメリットを活用

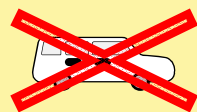
前回の赤色 ⇄ 緑色
今回の改訂 ⇄ 赤色

移動時間の削減だけでなく、書類整理も楽になり、印刷も不要になる情報共有システムを大いに利用しましょう!!

移動時間の削減



- ・提出データをそのまま電子媒体に入れるだけ!
- ・印刷する必要なし!
- ・整理する必要もなし!



- ・移動時間を現場に費やせる!
- ・交通事故のリスクも減る!

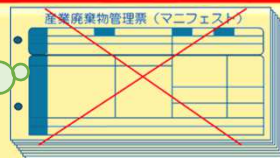
ASP



書類整理の削減



- ・電子マニフェストの活用で書類整理が大幅削減!



DATA CENTER
JWNET

- ※電子マニフェストは伝票を保管する必要はない
- ※自治体への産業廃棄物管理票交付等状況報告も不要

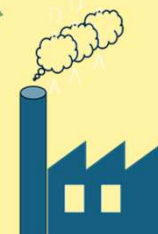


排出

工事現場



運搬



処理場

Point⑤ ≪ 電子納品で“印刷・インデックス”の削減 ≫

前回の赤色 ⇄ 緑色
今回の改訂 ⇄ 赤色

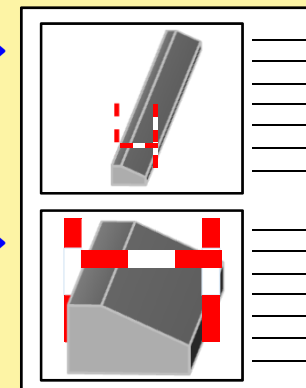
印刷等の手間削減に加えて、写真はモニターで拡大して確認できれば、近景写真も必要なくなります!!

電子納品は
電子媒体②「写真のみ」
でもOK



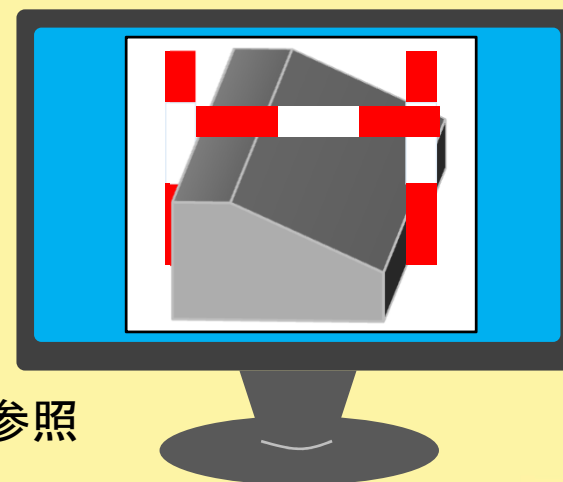
電子データを
モニターで拡大

紙だと拡大
できないから



遠景写真を拡大して確認できればOK

電子小黑板だと
整理手間も削減



詳しくは42~45ページ参照

Point⑥ ≪ “提示”書類は原本を👉 ≫

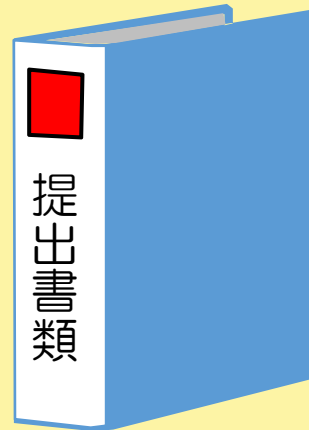
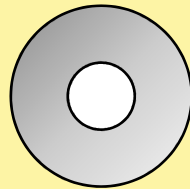
前回の赤色 ⇄ 緑色
今回の改訂 ⇄ 赤色

“提示”書類は、会社や現場事務所にファイルで綴じている資料をそのまま検査時に持参するようにしましょう!!

- ・「提出」は、完成図書として提出する。
- ・「提示」は、完了検査時に受注者が持参し、検査員の確認を受ける。（監督員は事前に確認する。）

・一覧表を使って
最終チェック!

電子書類
(写真)

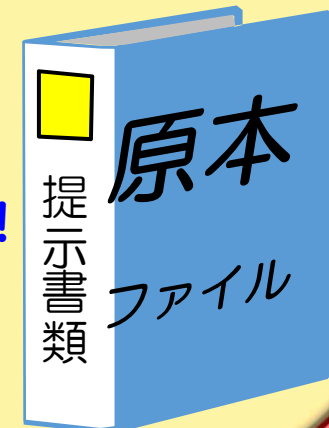


- ・ASPで提出済みのものは、データをCDに入れるだけ!
- ・紙と電子の二重提出は、しない、させない!
- ・提出なのか、提示なのかをしっかり確認!

工事書類一覧表 (建築関係工事)

項目	書類名称	提出/提示	備考
工務	1 図書、図書、図書	提出	
	2 図書、図書、図書	提出	
	3 図書、図書、図書	提出	
	4 図書、図書、図書	提出	
	5 図書、図書、図書	提出	
	6 図書、図書、図書	提出	
	7 図書、図書、図書	提出	
	8 図書、図書、図書	提出	
	9 図書、図書、図書	提出	
	10 図書、図書、図書	提出	
建築	11 図書、図書、図書	提出	
	12 図書、図書、図書	提出	
	13 図書、図書、図書	提出	
	14 図書、図書、図書	提出	
	15 図書、図書、図書	提出	
	16 図書、図書、図書	提出	
	17 図書、図書、図書	提出	
	18 図書、図書、図書	提出	
	19 図書、図書、図書	提出	
	20 図書、図書、図書	提出	

- ・提示書類は、
検査用にあらためて作らない!
原本を綴じたファイルをそのまま!
インデックス等も必要なし!
見栄えは高評価に繋がらない!



3. 簡素化の内容

前回の赤色 ⇄ 緑色
今回の改訂 ⇄ 赤色

1. 総合施工計画書
2. 工種別施工計画書
3. 工事打合簿
4. 工程管理資料
5. 段階確認立会資料
6. 品質証明資料
7. 安全管理資料
8. 写真管理資料
9. 建設副産物
10. その他

1-1. 総合施工計画書

前回の赤色 ⇄ 緑色
今回の改訂 ⇄ 赤色

「維持工事等簡易な工事」及び「災害応急工事」における総合施工計画書の記載内容は、
(1) (2) (3) (6) (7) (10) の6項目のみ！

○ ○ ○ 工事
○
総合施工計画書
○
令和 年 月 日
(株) ○ ○ 建設
発注機関：中津市

目次
○
(1) 工事概要
(2) 実施工程表
(3) 現場組織表
(4) 施工管理計画
(5) 工種別施工計画
(6) 安全管理
(7) 緊急時体制及び対応
(8) 環境対策
(9) 現場作業環境の整備
(10) 建設副産物
(11) その他
○
発注機関：中津市

< Memo >

・「維持工事等簡易な工事」とは、設計額500万円未満の工事

・「災害応急工事とは、公共土木施設災害復旧事業に関する応急工事(工事名に「応」が含まれる工事)及び災害等で緊急的な対応が必要となり、緊急発注同いや随意契約で契約をした工事

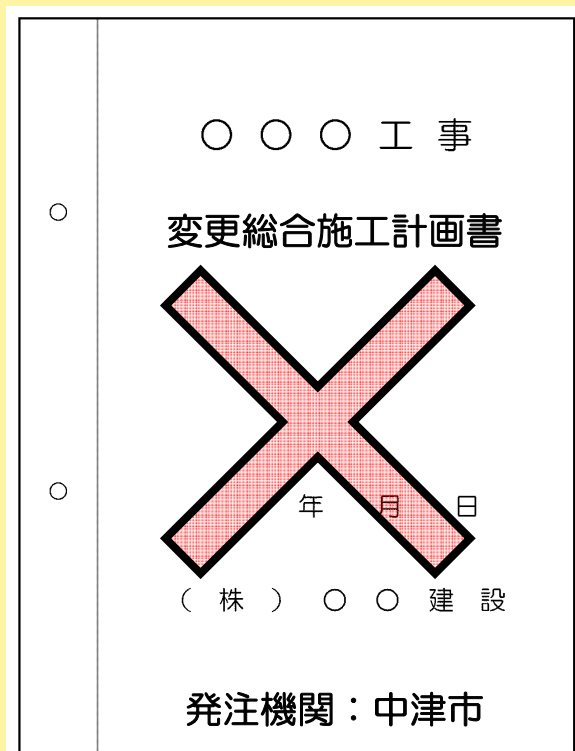
当初総合施工計画書チェックリスト(建築関係工事)で確認ができる為削除!!

・監督員の承諾を得る必要あり

1-2. 総合施工計画書

前回の赤色 ⇄ 緑色
今回の改訂 ⇄ 赤色

工期や数量だけの軽微な変更等で施工計画に大きく影響しない場合には変更総合施工計画書は提出不要!



< Memo >

【変更総合施工計画書提出不要の例】

- 工期末の精算変更のみの工事概要
- 施工方法の変更を伴わない工事中の数量の増減
- 1ヶ月以内の工期延長のみの場合
- 監督員との協議の結果、不要とした場合

※注意

- 変更総合施工計画書は、変更箇所のみ提出でよい
- 提出時期は、変更の対象工事に着手する前まで

1-3. 総合施工計画書

(一部改訂)

前回の赤色 ⇨ 緑色
今回の改訂 ⇨ 赤色

100万円未満の工事では、再生資源利用計画（実施）書及び利用促進計画（実施）書は提出不要！

様式1 再生資源利用実施書 - 建設資材搬入工事用 -

1. 工事概要

発注機関名	東京都 都市整備局	発注者との連絡先	TEL 00-0000-0000	法人番号	1234567890123	表面	
工事名	第〇〇号〇〇丁目道路工事	発注担当者チェック欄	〇〇〇〇	受注者名	(株)〇〇建設	登録年月日	H.〇〇年〇月〇日
工事施工場所	東京都 〇〇町〇〇丁目〇〇番地	工事種別コードの補脱	〇〇-〇〇	建設会社コード	〇〇〇〇〇〇〇〇	工事責任者	〇〇〇〇
工事概要等	舗装工事400M、延長200M	工事種別コードの補脱	〇〇-〇〇	建設会社コード	〇〇〇〇〇〇〇〇	調査書記入者	〇〇〇〇

2. 建設資材利用実施

分類	小分類	規格	主な利用用途	再生資材の名称		再生資材の供給元	再生資材の供給元住所	再生資源利用率
				再生資材の名称	再生資材の供給元			
特定建設資材	コンクリート		15	トン	4	88	東京都目黒区〇〇町〇〇丁目〇〇番地	100%
	アスファルト		30	トン	3	10	東京都目黒区〇〇町〇〇丁目〇〇番地	50%
	その他		50	トン	2	10	東京都目黒区〇〇町〇〇丁目〇〇番地	50%
その他の建設資材	砕石		45	トン	2	45	東京都目黒区〇〇町〇〇丁目〇〇番地	100%
	砂		10	トン	8	10	東京都目黒区〇〇町〇〇丁目〇〇番地	100%
	その他		55	トン	5	55	東京都目黒区〇〇町〇〇丁目〇〇番地	100%

< Memo >

・100万円以上の工事では、再生資源利用計画書、利用促進計画書をコブリス・プラスで作成し、総合施工計画書に添付して提出

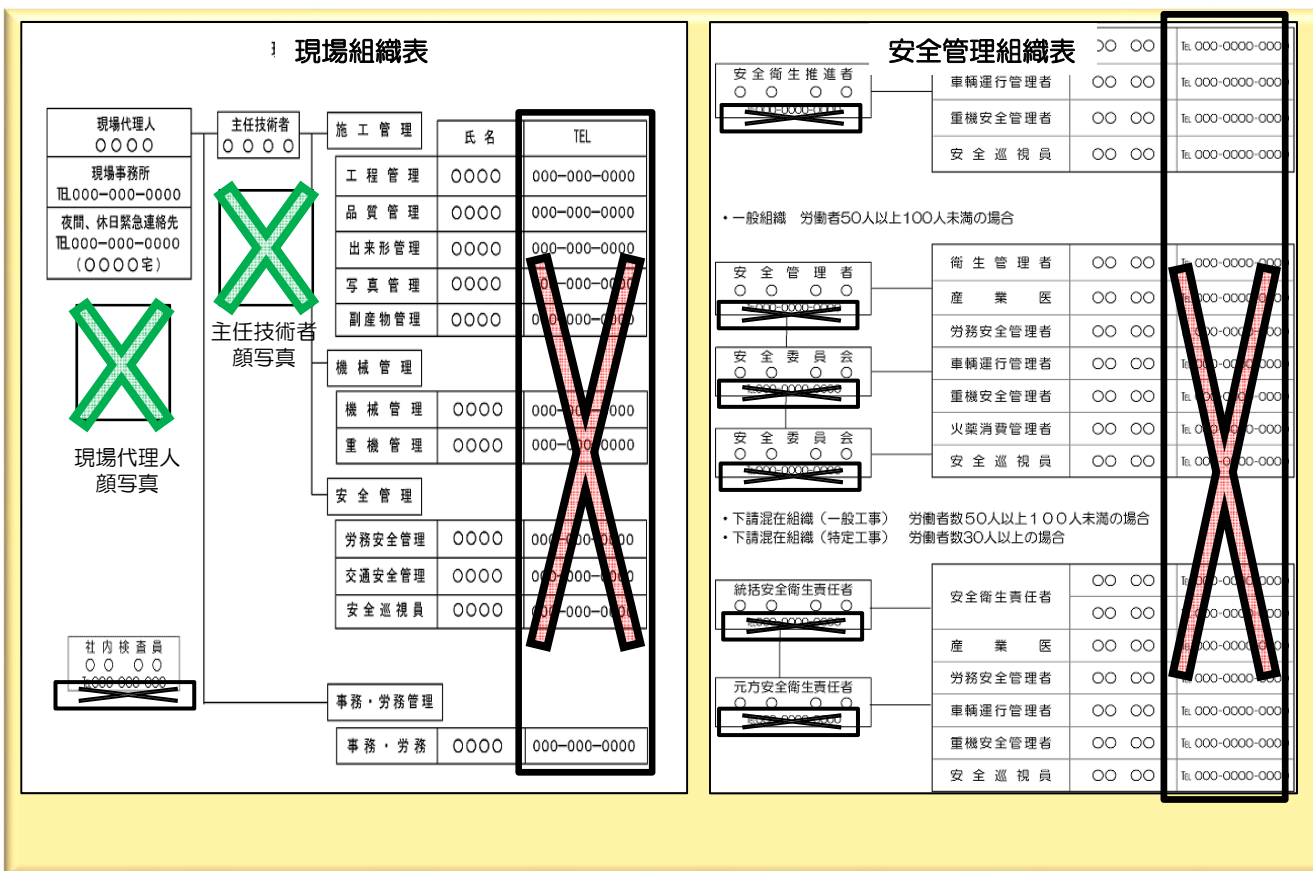
⇨10-5. 参照

コブリス・プラス
<https://fkplus.jacic.or.jp/>

1-4. 総合施工計画書

前回の赤色 ⇨ 緑色
今回の改訂 ⇨ 赤色

現場組織表及び安全管理組織表の連絡先には、現場代理人等必要最小限とし、それ以外の記載は不要!
現場組織表への現場代理人、主任技術者等の顔写真は添付不要!



< Memo >

・主任技術者等とは、主任技術者・専任の主任技術者・監理技術者・専任の監理技術者・特例監理技術者・監理技術者補佐です。

1-5. 総合施工計画書

前回の赤色 ⇄ 緑色
今回の改訂 ⇄ 赤色

総合施工計画書の工事内容は、記載不要！

○○○工事

総合施工計画書

令和 年 月 日

(株)○○建設

発注機関：中津市

工 事 概 要	
工 事 名	
河川又は路線名	
請 負 代 企	
契 約 年 月 日	
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
発 注 者	中津市役所 TEL○○○-○○○-○○○
受 注 者	(株)○○建設 TEL○○○-○○○-○○○ 所在地 ○○市○○-○○○ ○○作業所 TEL○○○-○○○-○○○ 所在地 ○○市○○-○○○
工 事 概 要	道路改良 ○○m

工 事 内 容							
工 事 区 分	工 種	別 細	別 単 位	数 量	単 価	用 意	
道路改良	舗装工事	基本	㎡	1			
		側溝橋	本	23			
		歩道橋	本	40			
		擁壁	2号	m	25		
		プロテクト	㎡	200			
		路盤	厚さ	cm	700		
		土工	㎡	700			
仮設工	式		1				

< Memo >

※工事概要に設計概要を追加し、具体的な工事内容は記載不要とする。

- 数量総括表の記載(添付)不要。
【市独自】

1-6. 総合施工計画書

前回の赤色 ⇄ 緑色
今回の改訂 ⇄ 赤色

総合施工計画書では建設機械と主要資材は、記載不要！

< Memo >

・各工種で使用する建設機械と主要資材は工種別施工計画書に記載する。

2-1. 工種別施工計画書

前回の赤色 ⇄ 緑色
今回の改訂 ⇄ 赤色

工種別施工計画書は、「主要な工種」を標準とし、
それ以外は不要!

「主要な工種」は、工事の内容(新築、改修、解体等)、
規模等に応じて監督員と協議し決定する。

< Memo >

- ・「主要な工種」として定めた工種については、施工報告書(一工程の施工の確認及び報告[公共建築工事標準仕様書(建築工事編)1.5.4])を監督員に提出する。
- ・施工報告書は出来形管理の一部として位置付ける。例えば、掘削の位置、高さ、墨出しの寸法確認、鉄筋工事では配筋検査、コンクリート工事では躯体の構造寸法管理、木工事では、材種、材寸、取付位置・間隔の管理、塗装工事では、塗り厚さ・回数等を報告する。

3-1. 工事打合簿

前回の赤色 ⇄ 緑色
今回の改訂 ⇄ 赤色

コリンス関係書類の写しは提出不要！

登録のための確認のお願い

年 月 日

〇〇省□□局△△事務所

御中

以下の工事実績データの登録内容について確認をお願いします。

(署名者)
株式会社コリンス・テクリス建設

登録対象工事情報	
登録種別	竣工登録

登録内容確認書（工事実績）

株式会社コリンス・テクリス建設

御中

以下の内容は一般財団法人日本建設情報総合センターに工事実績として登録されていることを確認しました。

登録工事情報	
登録種別	竣工登録
受付年月日	2019年01月07日
登録年月日	2019年01月07日
登録番号	4999999999
件名	赤坂地区舗装修繕工事

< Memo >

- ・コリンスから監督員へメールが送られる
- ・監督員は、内容を確認し、印刷、署名して受注者にメールでお知らせ
- ・登録が完了したかどうか、監督員に届くメールで確認
- ・500万円未満の工事は登録の義務なし
- ・変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合、変更申請を省略できる

5-2. 段階確認立会資料

前回の赤色 ⇄ 緑色
今回の改訂 ⇄ 赤色

立会（段階確認含む）の日程調整は、事前の書面提出不要！

指示・承諾・協議書 (土木事務所用)				
工事場所		線、川、港		市、郡 町、村、大字
工事名		第 号	工事	
受注者名				
番 号	NO.			
発 議 者	<input type="checkbox"/> 発注者	<input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	令和 年 月 日
協議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他()			
協議事項	段階確認を下記日程でお願いします。 ○月○日 内容：○○○○			
処 理 ・ 回 答	発注者	上記について、 <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理 します。		
	受注者	上記について、 <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 届出 します。		
回 答	処理・回答年月日	平成 年 月 日	内容回答予定日：平成 年 月 日	
確 認 欄	所 長 (重要事項のみ)	次 長 (重要事項のみ)	技 術 監 査 員 (総括)	監 督 員
	代 表 者 (重要事項のみ)	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者	立 会 人

※確認欄の役職名等については、所属の実情に応じて適宜修正して下さい。

< Memo >

- 電話、メール等の方法でよい
- 施工計画書提出時に、連絡方法や時期などについて監督員と確認
- 急な立会依頼は避ける
- 受発注者のコミュニケーションを大切に

※遠隔臨場を積極的に活用！

6-1. 品質証明資料

前回の赤色 ⇄ 緑色
今回の改訂 ⇄ 赤色

社内検査資料は、検査で使用した管理書類を提示！



提示任意



社内検査で使用した管理図表等

< Memo >

- 社内検査は、施工者として品質を確保するための取り組み
- 状況写真の提示は任意
- 体裁を整える必要なし

※社内検査は、工事に問題がないか施工者が確認する自主的な検査ですので、社内検査の実施の有無は問いません。また、実施の場合、提示書類は会社独自の管理資料でかまいません。併せて管理写真の提示も任意とします。

検査では、総合施工計画書等に記載された社内の管理基準等に基づき管理されているかについて確認しています。

7-1. 安全管理資料

前回の赤色 ⇄ 緑色
今回の改訂 ⇄ 赤色

災害防止協議会、工事関係者連絡会議、安全教育・訓練は、報告書(任意様式)のみ提出!

〇〇〇〇 活動報告書

工 事 名	令和〇年度 〇〇〇第〇-〇号 〇〇〇〇工事			
実 施 日	令和〇年〇〇月〇〇日	実施時間	〇:〇〇 ~ 〇:〇〇	
実 施 場 所	〇〇現場事務所、〇〇会社会議室			
実 施 者	〇〇 △太郎			
出席者 (××名)	会社名	参加者氏名	会社名	参加者氏名
	□建設	〇〇 〇〇	〇組	◇◇ ◇◇
	"	□□ □□		
	"	×× ××		
	△工業	☆☆ ☆☆		
"	◎◎ ◎◎			

【実施内容の概要】

※実施した内容を項目別を作成し簡潔に書く

【実施状況写真】

※実施状況が分かる写真を1枚程度貼り付ける。

【備考】

- 本様式は「災害防止協議会」、「工事関係者連絡会議」、「安全教育・訓練」、「新規入場者教育」の活動報告書として作成する様式である。
- 上記の活動報告書は、各活動毎に作成し1枚程度で提出する。ただし、内容の説明が出来るよう活動時に使用した資料を後査時に持参し提示する。
(同じ日に活動しても報告書は別々に作成する)

< Memo >

・災害防止協議会、工事関係者連絡会議、安全教育訓練は、毎月、報告書(任意様式)を履行報告に併せて提出

・報告書(任意様式)は、開催日・実施時間、参加者、活動内容が分かる内容とし、実施状況写真を添付すること。

・その他の安全資料は、全て原本提示

7-2. 安全管理資料

前回の赤色 ⇄ 緑色
今回の改訂 ⇄ 赤色

KY、機械点検、足場点検等の記録資料は、原本を提示!

令和 元年 危険予知活動表

月 日 (曜日) 工事名: _____

本日の作業内容 _____ 協働会社名 _____

元請からの指示事項 _____

職長からの指示事項 _____

今日のヒヤリハット報告 _____

ヒヤリハット原因、経緯 _____

③ 多目的作業ごとの危険が取り違え
電圧計: OOTるとは、OOTのO
電入線: 玉掛けで地盤がゆるむと、ワイ
1 玉掛けの点検はせと?
2 電線種別・電圧確認は行
3
4
④ 私たちはこうします!
危険性または有害性の除去、低減
1 玉掛け、点検は分業で行
2 材料、器具、金物、玉掛け具は
3
4 _____

本日のワンポイント _____

作業員全員が確認する事項
① 個人・安全作業手帳
② 安全帯・安全ヘルメット
③ 安全靴
④ 安全作業服
⑤ 安全作業帽
⑥ 安全作業手袋
⑦ 安全作業靴
⑧ 安全作業ヘルメット
⑨ 安全作業手帳
⑩ 安全作業手袋
⑪ 安全作業靴
⑫ 安全作業ヘルメット

日常点検表

機械名: パ ッ ク ホ ウ

工事名: H30東局奥地第3号軟原地区治山工事 取扱責任者名: 半川 慎也

※ 取扱い注意

- 運転操作は、有資格者のみで行う。
- 修理、アタッチメントの着脱は、その者の指揮で行う。
- 作業は、作業計画に基づき行う。
- 路肩・法面での作業は、作業計画に基づき行う。
- 作業中は機械の周囲を歩かない。
- 合図は確認して行う。
- 運転席を離れる際は、キーを抜取る。
- 主たる用途以外の用途で使用する場合は、事前に確認を行う。

※ 点検箇所には、必ず点検記録簿を添付する。

No.	点検箇所
①	エンジン

日常点検表

機械名: ダ ンプ ト ラ ッ ク

工事名: H30東局奥地第3号軟原地区治山工事 取扱責任者名: 半川 慎也

※ 取扱い注意事項

- 運転操作は、有資格者のみで行う。
- 作業は、作業手順書に基づき行う。
- 後退時の運転は、周囲を確認して行う。
- 作業区画内は徐行運転で走行すること。
- 積み込みの際は過積載を避ける。
- 運転席を離れる場合は、キーを抜取る。
- 主たる用途以外の用途で使用する場合は、事前に確認を行う。
- ダンプ時は、周囲を確認して行う。

わく組足場 日常点検表

工事名: H30東局奥地第3号軟原地区治山工事 点検責任者名: 矢野 康太郎

No.	点検項目	月/日	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
1	枠組材の曲がり、変形等はないか。														
2	脚部の滑動、沈下防止措置はよいか。(則570)														
3	建地の間隔はよいか、垂直か、ジョイントは確実にロックしているか。														
4	布材は水平か、固定状況はよいか。														
5	交差筋交は全面に設けてあるか。(則570)														

垂直方向9m以上 水平方向8m以内ごととに横つなぎ また

< Memo >

- ・法令で定められている点検記録等を提示
- ・会社又は現場事務所に保管してある書類をそのまま提示

8-1. 写真管理資料

(一部改訂)

前回の赤色 ⇨ 緑色
今回の改訂 ⇨ 赤色

建設機械や車両に貼られている低騒音型、低振動型、排出ガス対策型のラベル写真の撮影、提出は不要！



< Memo >

- ・ 監督員が現地で確認
- ・ 一般的な建設機械の写真撮影も不要

8-2. 写真管理資料

前回の赤色 ⇄ 緑色
今回の改訂 ⇄ 赤色

黒板の文字（設計値、実測値等）が確認できれば、写真帳の添え書きは不要！



舗装工
下層の盤工
横断管理
設計値 T=150
実測値① T=150
実測値② T=160
実測値③ T=150
実測値④ T=150
実測値⑤ T=160
No.43+80

< Memo >

- ・電子納品で写真を拡大することで文字が読める場合も添え書きは不要
- ・黒板を入れて撮影
- ・黒板に誤記があれば添え書きにて修正の追記

※写真管理ソフト等により、自動的に添え書きされる場合には、そのまま提出してもいいですが、評価には関係ありません。

8-3. 写真管理資料

(一部改訂)

前回の赤色 ⇄ 緑色
今回の改訂 ⇄ 赤色

完成後に測定可能な部分の出来形写真については、出来形管理状況の分かる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略！

写 真 管 理

(1) 写真管理基準

この写真管理基準は、土木工事施工管理基準6(3)に定める土木工事の工事写真(電子媒体によるものを含む)の撮影に適用する。

(2) 工事写真の分類

工事写真は次のように分類する。

工 事 写 真	—	着手前及び完成写真
	—	施工状況写真
	—	安全管理写真
	—	使用材料写真
	—	品質管理写真
	—	出来形管理写真
	—	災害写真
	—	事故写真
		その他(公害、環境、補償等)

(3) 工事写真の撮影及び提出頻度

1) 撮影頻度及び提出頻度

工事写真の撮影頻度は別紙撮影箇所一覧表に示すものとする。提出頻度は撮影箇所一覧表の提出頻度に示すものとする。

2) 特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影提出するものとする。

(4) 工事写真の省略

1) 品質管理写真について、全体的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。

2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を種別ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。

(5) 工事写真の編集等

デジタルカメラを使用した場合は写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めないが、拡大、縮小、回転等は行ってもよい。

(6) 工事写真の色彩

写真はカラーとする。

(7) 工事写真の大きさ

写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。

ただし、次の場合は別の大きさとすることができる。

1) 着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノラマ写真(つなぎ写真可)とすることができる。

< Memo >

・本項目については、大分県土木建築部の「土木工事の施工管理基準及び規格値」の左記の囲みの内容を建築工事も準用する

※測定不可能(不可視)部分については、出来形管理写真の省略は不可。

8-4. 写真管理資料

前回の赤色 ⇄ 緑色
今回の改訂 ⇄ 赤色

電子納品において写真管理ソフトを使う場合は、ソフトのデータをビューアとともに提出し、写真帳形式での提出は不要!

(ファイル名は例のものがある)

電子媒体② (写真)

- PHOTO
- PHOTO.xml
- PHOTO**.dtd
- PIC
 - P nnnnnn.jpg
 - P nnnnnn.jpg
- DRA
 - D nnnnnn.jpg
- VIEW
 - 01上...紙.xdw

このフォルダに写真管理ソフトの閲覧用ビューアのプログラムが入ることが多い

紙の場合の工事写真帳に近いイメージの写真帳をPDFやドキュメント形式で作成し格納する。写真目次は不要。

【写真管理ソフトのビューア例】

< Memo >

詳しくは44~45ページ参照

8-5. 写真管理資料

前回の赤色 ⇄ 緑色
今回の改訂 ⇄ 赤色

二次製品の集水柵を複数設置する場合は、柵のタイプ毎に代表写真での管理可！

①【集水柵 施工状況】

※施工方法が同一であれば、施工状況写真は代表写真で可



①床掘



②基面整正



③床掘完了



④基礎碎石
転圧状況



⑤基礎工完了



⑥柵設置



⑦転圧・埋戻



1号柵完成

②【集水柵 使用材料】



形状寸法



※タイプ毎の
代表写真で可

①施工方法が同一であれば、施工状況写真は代表写真で可
②二次製品の形状寸法、③基礎工の寸法が同一であれば、
寸法管理写真は代表写真で可

③【1号集水柵 基礎工】



幅



厚さ

※タイプ毎の代表写真で可

④【集水柵 完成写真】



2号柵



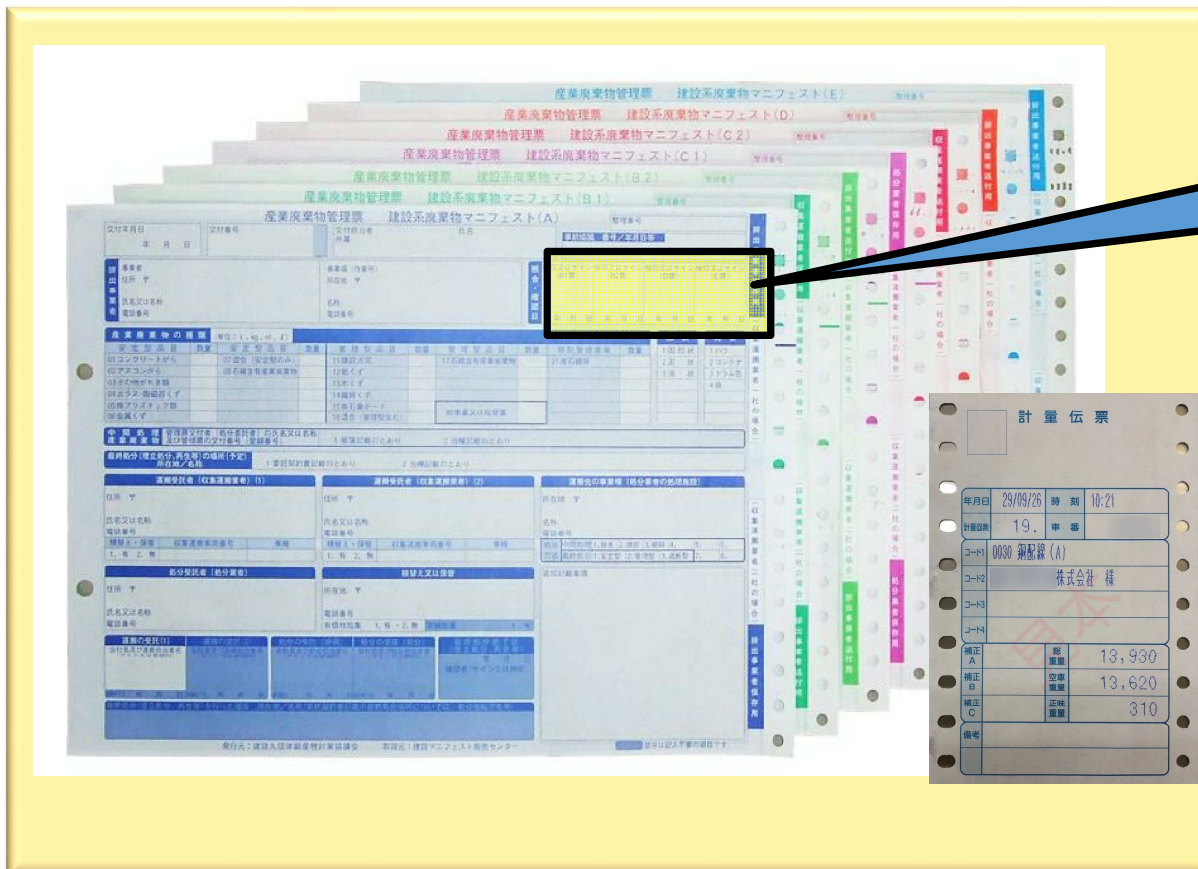
3号柵

※完成写真は、省略不可

9-1. 建設副産物

前回の赤色 ⇄ 緑色
今回の改訂 ⇄ 赤色

契約書、計量伝票、マニフェストは、原本を提示!



< Memo >

- ・ A表の照合・確認欄に日付、検印 (サインでも可) があるかチェック
- ・ 許可書は、写しを提示

紙マニフェストの運用は適切に!

- A 票 : 排出事業者から運搬業者へ廃棄物を受け渡した際に、運搬業者がサインし、排出事業者へ返却
- B1票 : 運搬が完了した際に、処分業者がサインし、B2票とともに運搬業者へ返却
- B2票 : 運搬業者から排出事業者へ返却
- C1票 : 処分業者が処分終了日を記載し保管
- C2票 : 処分業者が処分終了日を記載し収集運搬業者へ返却
- D 票 : 処分業者が処分終了日を記載し排出事業者へ返却
- E 票 : 処分業者が最終処分日を記載し排出事業者へ返却

最終的な各マニフェストの保管者

- ・ A,B2,D,E票 : 排出事業者
- ・ B1,C2票 : 収集運搬業者
- ・ C1票 : 処分業者

9-2. 建設副産物

前回の赤色 ⇄ 緑色
今回の改訂 ⇄ 赤色

電子マニフェスト導入を推奨！

廃棄物処分の多い工事ほど、電子マニフェスト導入の効果が期待できます。

電子マニフェストの導入には次のようなメリットがあります！

事務処理の効率化

- パソコンやスマートフォンなどから簡単に登録できます。
- マニフェストの保存が不要になります。

データの透明性

- マニフェスト情報は情報処理センターが管理・保存しています。
- 排出、収集、処分の3者がマニフェスト情報を閲覧・監視することにより、不適切なマニフェストの登録・報告を防止できます。

確実な法令遵守

- 法で定める必須項目の入力漏れをシステムが防止します。
- 終了報告の確認期限が近付くと、排出事業者に注意喚起します。

状況報告が不要

- 電子マニフェスト利用分は、排出事業者の産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要です。
(情報処理センターが都道府県等に報告)

電子マニフェスト制度は、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みです。

事務の効率化など多くのメリットがありますので、ぜひ導入をご検討ください。



< Memo >

電子マニフェストを利用するには、排出事業者、処理事業者、運搬業者の全てが加入する必要がありますが、事務の削減効果は大きいので、ぜひ導入を検討してください。

※大分県が、電子マニフェストを導入する際にかかる費用の一部を補助していますので、具体的な内容は下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

循環社会推進課

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号
計画・調整班

Tel: 097-506-3128

電子マニフェストの導入を補助します！

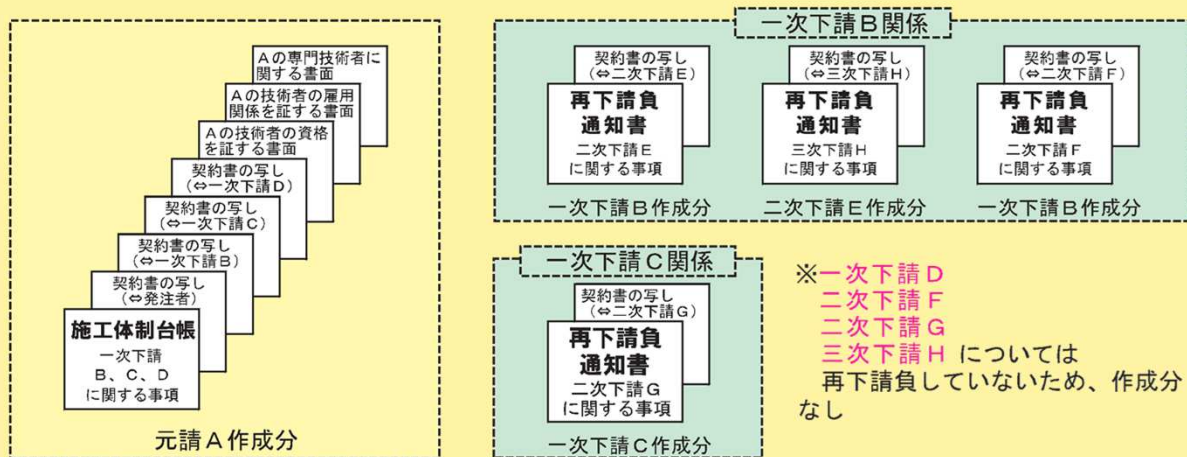
<https://www.pref.oita.jp/soshiki/13400/denshimanifesuto.html>

10-1. その他

前回の赤色 ⇄ 緑色
今回の改訂 ⇄ 赤色

施工体制台帳は、検査用に最終台帳の作成、整理は不要！

図 2-2 施工体制台帳の構成 (重要)



※国土交通省ホームページより

< Memo >

- 下請契約後速やかに、その都度“写し”を提出
- 原本は、現場で保管
- 検査用に、最終のものを取りまとめて提出する必要なし

10-2. その他

(追加)

前回の赤色 ⇄ 緑色
今回の改訂 ⇄ 赤色

施工体制台帳、添付書類の提出は必要最小限とする！

【施工体制台帳に添付を必要とする書類】

(建設業法施行規則第14条の2第2項)

- 発注者との契約書の写し
- 下請負人が注文者との間で締結した契約書の写し
(注文・請書及び基本契約書又は約款等の写し)
- 元請負人の配置技術者が主任（監理）技術者資格を有することを証する書面（監理技術者は、監理技術者資格証の写しに限る）
- 監理技術者補佐を置いた場合は、監理技術者補佐資格を有することを証する書面
- 専門技術者を置いた場合は、資格を有することを証する書面
(国家資格等の技術検定合格証明証等の写し)
- 元請の主任（監理）技術者、監理技術者補佐及び専門技術者の雇用関係を証明できるものの写し(健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知の写し等)

- ※「作業員名簿」は、施工体制台帳の一部として位置付け
- ・作業員名簿の変更は、その都度提出する必要はない。
(他の様式の変更時に併せて提出でOK)

【出典】国土交通省九州地方整備局
土木工事電子書類スリム化ガイドラインより

< Memo >

【添付が不要な書類】の事例

(作成が不要ではないため、受注者が適切に保管)

- ・建設業許可や警備業認定証の写し
- ・請負会社の厚生年金保険や雇用保険加入を証明する写し
- ・監理技術者などの技術者届の写し
- ・見積依頼書の添付資料
技術者配置要件以外の資格や実務経歴の写し
- ・外国人就労者関係の書類
(外国人建設就労者等建設現場入場届出書等)
- ・作業員名簿の資格・免許等

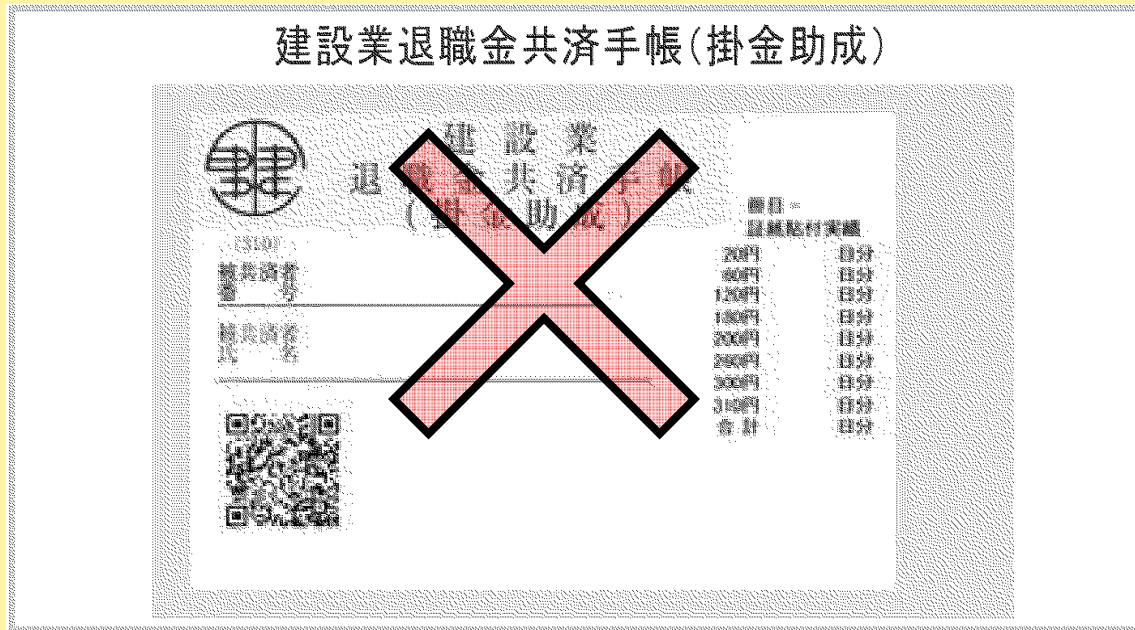


10-3. その他

前回の赤色 ⇄ 緑色
今回の改訂 ⇄ 赤色

建退共の資料は、受け払い簿のみ提出!

建設業退職金共済手帳(掛金助成)



< Memo >

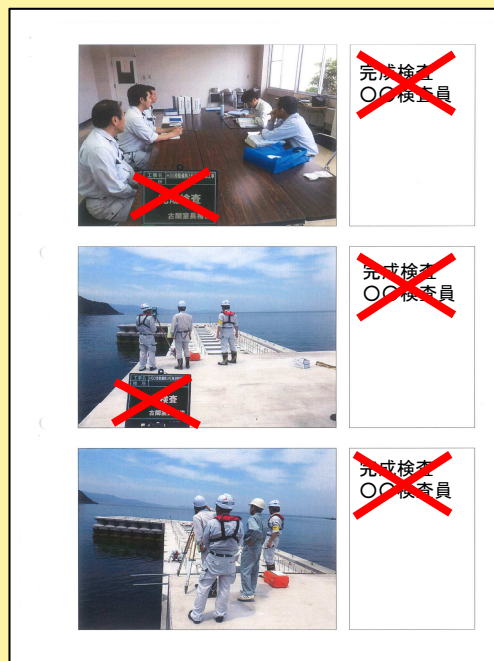
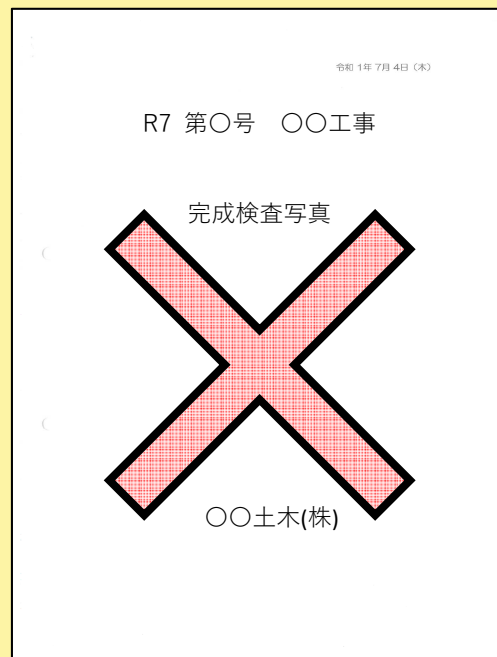
- 手帳の写しは不要
- 出面表、受領書、辞退届、建退共掛金充当実績総括表は原本を提示

※「建退共掛金充当実績総括表」の様式は、下記HPに掲載(様式031号)
https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/download/f_kanyu.html

10-4. その他

前回の赤色 ⇄ 緑色
今回の改訂 ⇄ 赤色

検査状況写真は、3枚が目安！



※写真の表題・添え書き・小黒板等も不要

< Memo >

- 1 ペーパーで
- 書類検査状況は 1 枚で可
- 表紙も不要
- 検査の状況が分かればよく、工種が多い場合でも代表的な写真でOK

※検査状況写真は、検査員の復命資料として、検査台帳に綴じられるものです。
検査状況がわかるスナップ写真でよいため小黒板等は不要です。

10-5. その他

(一部改訂)

前回の赤色 ⇄ 緑色
今回の改訂 ⇄ 赤色

再生資源利用実施書／利用促進実施書はコブリス・プラスに登録し、コブリス・プラス登録済確認書のみ提出

(建設資材の使用又は建設副産物が発生し、設計金額100万円以上または建設リサイクル法等の対象工事)

建設業許可番号: _____
作成日: _____
工事番号: _____
一般財団法人 日本建設情報総合センター
コブリス・プラス 登録済確認書 実施
本確認書は、下記の工事が 年 月 日現在、コブリス・プラスに備わって登録されていることを確認するものです。
※ コブリス・プラスとは、「建設副産物情報交換システム」に対応します。
記
工事概要
発注機関
発注会社名
会社所在地
工事名
工事場所
工 期
請負金額
債権負担工事
工事概要等
以下のチェック結果については、発注者側で合意している内容として確認済みものとす

再生資源利用実施書 建設資材転入工事用
再生資源利用促進実施書 建設副産物搬出工事用

< Memo >

※但し、再生資源計画書及び利用促進計画書は、コブリス・プラスで作成し、施工計画書等に添付して提出のこと。

建設発生土500m³以上の場合、
『確認結果票』も施工計画書に添付して提出。

・監督員は、実施書の内容をコブリス・プラスにて確認。

・利用計画書、利用促進計画書は、
施工計画書に添付して提出。

10-6. その他

前回の赤色 ⇄ 緑色
今回の改訂 ⇄ 赤色

元請一下請間の検査、引受書は、提示のみ！

【例】 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(元請会社側) 殿

(下請会社側) 印

引 き 取 り 検 査 願

下記工事について、完成したので引き取り検査をお願いします。

工 事 名 令和〇〇年度 〇〇〇第〇-〇号 〇〇〇〇工事
検 査 希 望 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(下請会社側) 殿

(元請会社側) 印

工 事 目 的 物 引 受 書

上記引き取り検査願のあった工事について、工事目的物を引き受けします。

検 査 年 月 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

< Memo >

- ・受発注者間で行うように、元請下請間でも行うもの
- ・提示書類はコピーでもOK

< 参考 >

建設工事標準下請契約約款

(検査及び引渡し)
第二十七条 下請負人は、工事が完成したときは、その旨を書面をもって元請負人に通知する。
2 元請負人は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく下請負人の立会いの上工事の完成を確認するための検査を行う。この場合、元請負人は、当該検査の結果を書面をもって下請負人に通知する。

10-7. 安全管理資料

前回の赤色 ⇄ 緑色
今回の改訂 ⇄ 赤色

過積載防止、地下埋設物・架空線等事故防止の取り組み資料は、様式のみ提出！

過積載防止の取組みに関する実施状況

工事名	
(説明)	/

地下埋設物、架空線等事故防止の取組みに関する実施状況

工事名	
(説明)	/
(添付図、写真等)	

< Memo >

- ・様式を使い、取り組み内容が分かるように1ペーパーで提出

10-8. 創意工夫・社会性に関する実施状況

前回の赤色 ⇨ 緑色
今回の改訂 ⇨ 赤色

説明資料は簡潔に作成し、最大でも10項目までの提出

- ・「自ら立案実施した創意工夫や技術力」及び「地域社会や住民に対する貢献」として評価できる項目について、最大10項目まで提出可能。
- ・10項目を超過した提出は認めない。

創意工夫、地域への貢献等に関する実施状況 (土木・設備工等)

区分	実施内容	実施状況
一 創意工夫	1. 創意工夫の概要	<input type="checkbox"/> 創意工夫の概要(1) 創意工夫の目的、創意工夫の概要(創意工夫の目的、創意工夫の概要、創意工夫の概要)を記載する。
	2. 創意工夫の概要	<input type="checkbox"/> 創意工夫の概要(2) 創意工夫の目的、創意工夫の概要(創意工夫の目的、創意工夫の概要、創意工夫の概要)を記載する。
二 地域への貢献	1. 地域への貢献の概要	<input type="checkbox"/> 地域への貢献の概要(1) 創意工夫の目的、創意工夫の概要(創意工夫の目的、創意工夫の概要、創意工夫の概要)を記載する。
	2. 地域への貢献の概要	<input type="checkbox"/> 地域への貢献の概要(2) 創意工夫の目的、創意工夫の概要(創意工夫の目的、創意工夫の概要、創意工夫の概要)を記載する。
三 その他	1. その他	<input type="checkbox"/> その他(1) 創意工夫の目的、創意工夫の概要(創意工夫の目的、創意工夫の概要、創意工夫の概要)を記載する。
	2. その他	<input type="checkbox"/> その他(2) 創意工夫の目的、創意工夫の概要(創意工夫の目的、創意工夫の概要、創意工夫の概要)を記載する。

1. 創意工夫の概要(1) 創意工夫の目的、創意工夫の概要(創意工夫の目的、創意工夫の概要、創意工夫の概要)を記載する。
2. 創意工夫の概要(2) 創意工夫の目的、創意工夫の概要(創意工夫の目的、創意工夫の概要、創意工夫の概要)を記載する。
3. 地域への貢献(1) 創意工夫の目的、創意工夫の概要(創意工夫の目的、創意工夫の概要、創意工夫の概要)を記載する。
4. 地域への貢献(2) 創意工夫の目的、創意工夫の概要(創意工夫の目的、創意工夫の概要、創意工夫の概要)を記載する。
5. その他(1) 創意工夫の目的、創意工夫の概要(創意工夫の目的、創意工夫の概要、創意工夫の概要)を記載する。
6. その他(2) 創意工夫の目的、創意工夫の概要(創意工夫の目的、創意工夫の概要、創意工夫の概要)を記載する。

創意工夫、地域への貢献等に関する実施状況

区分	実施内容	実施状況
一 創意工夫	1. 創意工夫の概要	<input type="checkbox"/> 創意工夫の概要(1) 創意工夫の目的、創意工夫の概要(創意工夫の目的、創意工夫の概要、創意工夫の概要)を記載する。
	2. 創意工夫の概要	<input type="checkbox"/> 創意工夫の概要(2) 創意工夫の目的、創意工夫の概要(創意工夫の目的、創意工夫の概要、創意工夫の概要)を記載する。
二 地域への貢献	1. 地域への貢献の概要	<input type="checkbox"/> 地域への貢献の概要(1) 創意工夫の目的、創意工夫の概要(創意工夫の目的、創意工夫の概要、創意工夫の概要)を記載する。
	2. 地域への貢献の概要	<input type="checkbox"/> 地域への貢献の概要(2) 創意工夫の目的、創意工夫の概要(創意工夫の目的、創意工夫の概要、創意工夫の概要)を記載する。
三 その他	1. その他	<input type="checkbox"/> その他(1) 創意工夫の目的、創意工夫の概要(創意工夫の目的、創意工夫の概要、創意工夫の概要)を記載する。
	2. その他	<input type="checkbox"/> その他(2) 創意工夫の目的、創意工夫の概要(創意工夫の目的、創意工夫の概要、創意工夫の概要)を記載する。

1. 創意工夫の概要(1) 創意工夫の目的、創意工夫の概要(創意工夫の目的、創意工夫の概要、創意工夫の概要)を記載する。
2. 創意工夫の概要(2) 創意工夫の目的、創意工夫の概要(創意工夫の目的、創意工夫の概要、創意工夫の概要)を記載する。
3. 地域への貢献(1) 創意工夫の目的、創意工夫の概要(創意工夫の目的、創意工夫の概要、創意工夫の概要)を記載する。
4. 地域への貢献(2) 創意工夫の目的、創意工夫の概要(創意工夫の目的、創意工夫の概要、創意工夫の概要)を記載する。
5. その他(1) 創意工夫の目的、創意工夫の概要(創意工夫の目的、創意工夫の概要、創意工夫の概要)を記載する。
6. その他(2) 創意工夫の目的、創意工夫の概要(創意工夫の目的、創意工夫の概要、創意工夫の概要)を記載する。

< Memo >

- ・実施した事項1つにつき1項目とみなす。

創意工夫は、

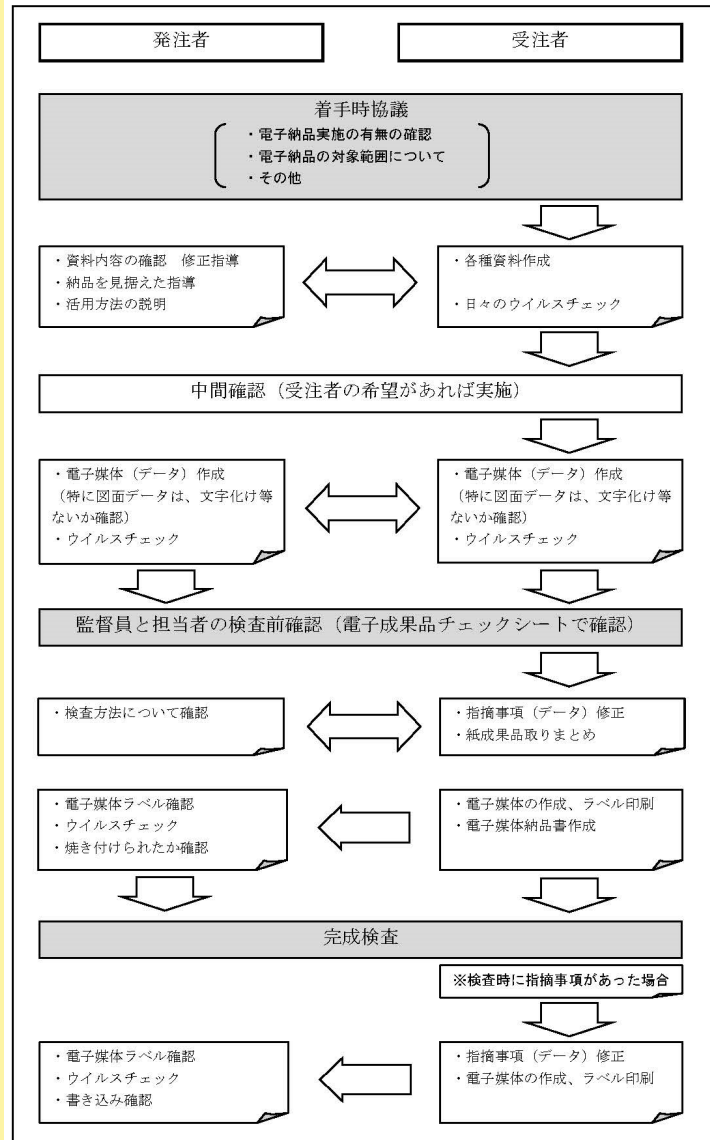
- ・設計図書で示されておらず、
- ・独自性や創意に満ちたもので、
- ・かつ効果が特に認められた場合に評価する。

サービス工事を創意工夫に転嫁したものを評価しない。

4. 電子納品試行運用ガイドライン

前回の赤色 ⇄ 緑色
今回の改訂 ⇄ 赤色

電子納品の場合のフロー図



< Memo >

・令和7年5月1日以降に起案した工事より、写真以外についても電子納品が出来るようになりました。なお、対象となる工事等の詳細については市のホームページに掲載をしています。

<https://www.city-nakatsu.jp/doc/2025031700161/>

4. 電子納品試行運用ガイドライン(納品について)

前回の赤色 ⇄ 緑色
今回の改訂 ⇄ 赤色

電子納品をする場合

電子媒体①（工事情報・設計図書図面・施工管理・その他書類）、電子媒体②（写真）を格納願います。

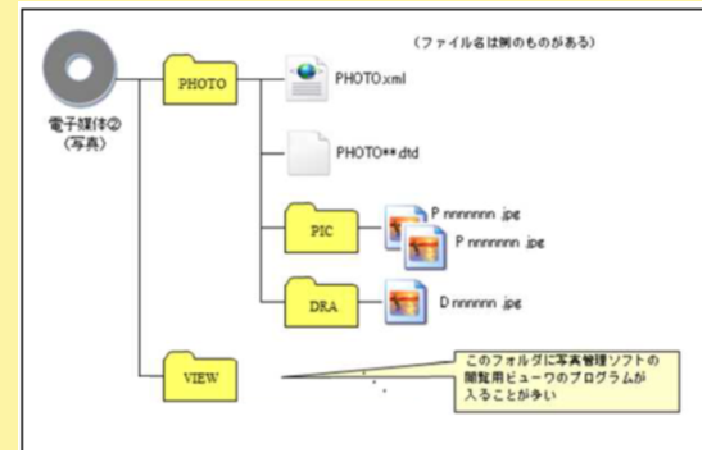
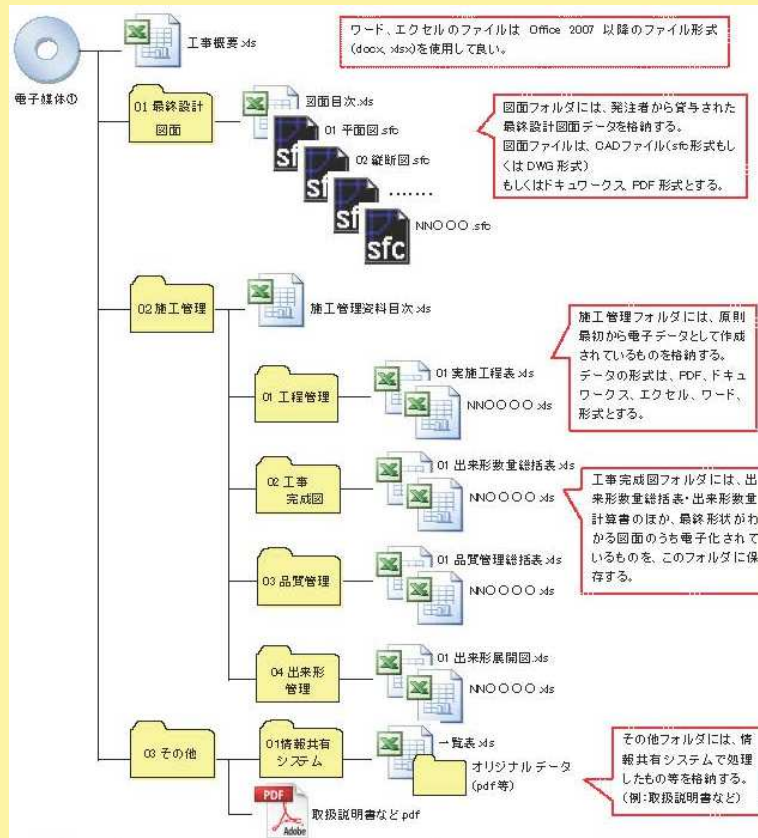


図 2-2 写真管理ソフト等を使った場合のフォルダ構成例

※なお、以下については従来通り紙で提出願います。

- ① 施工計画書
- ② 重要事項に関する協議書（該当する事項は、担当部局と協議してください。）
- ③ 監督員が紙で提出を求めるもの
- ④ A3サイズを超えるデータなど、検査時の視認性に劣るもの

4. 電子納品試行運用ガイドライン(写真管理)

前回の赤色 ⇄ 緑色
今回の改訂 ⇄ 赤色

- i) 写真管理ソフトを使う場合
写真管理ソフトのデータをビューアとともに、そのまま格納すること。

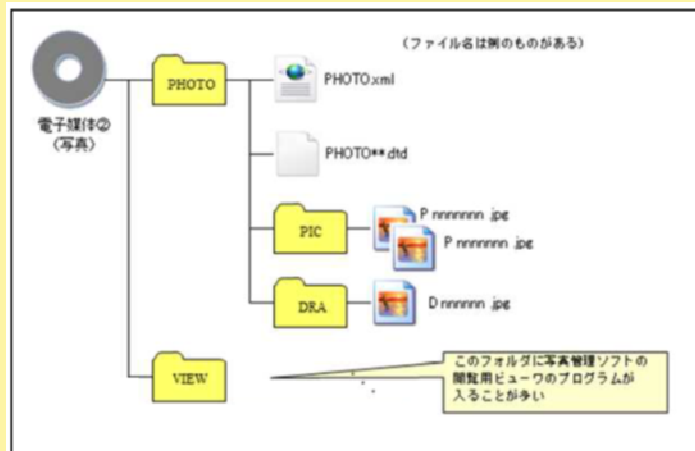
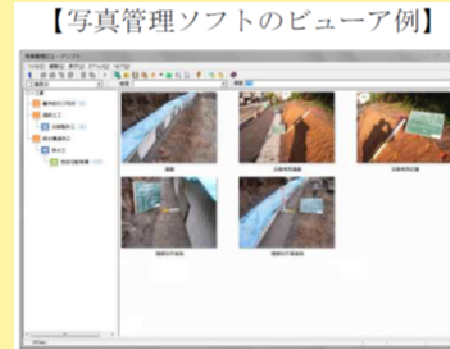


図 2-2 写真管理ソフト等を使った場合のフォルダ構成例



- ii) 写真管理ソフトを使わない場合
従来の紙媒体である工事写真帳に近いイメージの写真帳データをPDFやドキュワークス形式で作成すること。(オリジナルデータから直接PDFやドキュワークスファイルを作成すること。)

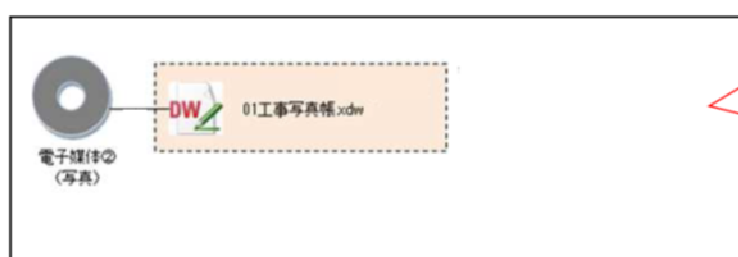



図 2-3 写真管理ソフト等を使わない場合のフォルダ構成例

紙の場合の工事
写真帳に近いイ
メージの写真帳を
PDFやドキュワー
クスで作成し格納
する。
データに目次を付
ける。



4. 電子納品運用ガイドライン(写真管理)

前回の赤色 ⇄ 緑色
今回の改訂 ⇄ 赤色

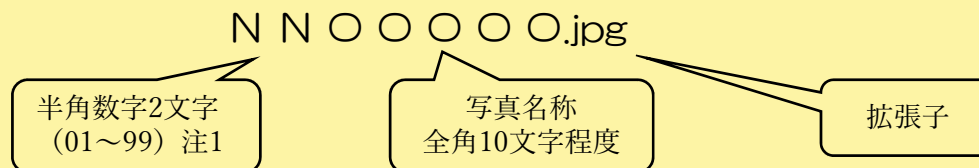
1. 写真データの取扱い

写真は、「写真管理基準」に定める撮影頻度に基づき、デジタルカメラ等で撮影した工事写真をJPEGファイル等で格納すること。

①有効画素数とファイル名について

・デジタルカメラの有効画素数は、黒板の文字及び撮影対象が確認できることを指標（100万画素数程度。参考SXGA（1280×1024）で約130万画素）として設定すること。（高画素の写真が必要な場合は、監督員と協議すること）

・基本のファイル名称は下記のとおりとする。ただし、写真管理ソフトを用いて整理・集約する場合等は特にファイル名を変更する必要はない。



注1 フォルダ内に写真が1ファイルのみの場合は省略できるものとする。

②写真の日付について

写真データの日付管理については、必須条件ではないが、常時デジタルカメラの日付設定を行い、データに記録しておくことが望ましい。（電池交換時に日付がクリアになる場合があるので注意すること。）

③写真の編集について

写真ファイルの編集については、原則認めないが、回転、パノラマ、つなぎ写真、補足説明のため文字等の追加等は行ってもよい。

④データの整理方法について

データの整理は、i) 写真管理ソフト等を使う場合、ii) 写真管理ソフトを使わない場合の2つの方法があるので、どちらかを選択すること。

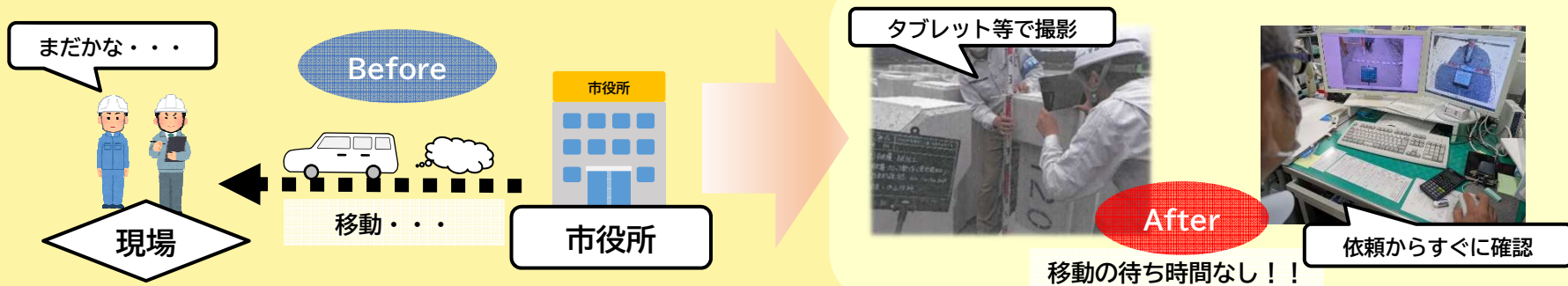
いずれにしても、必要な写真を速やかに見ることができる（取り出せる）ように、必ず整理して管理しておくこと。

5. 遠隔臨場について

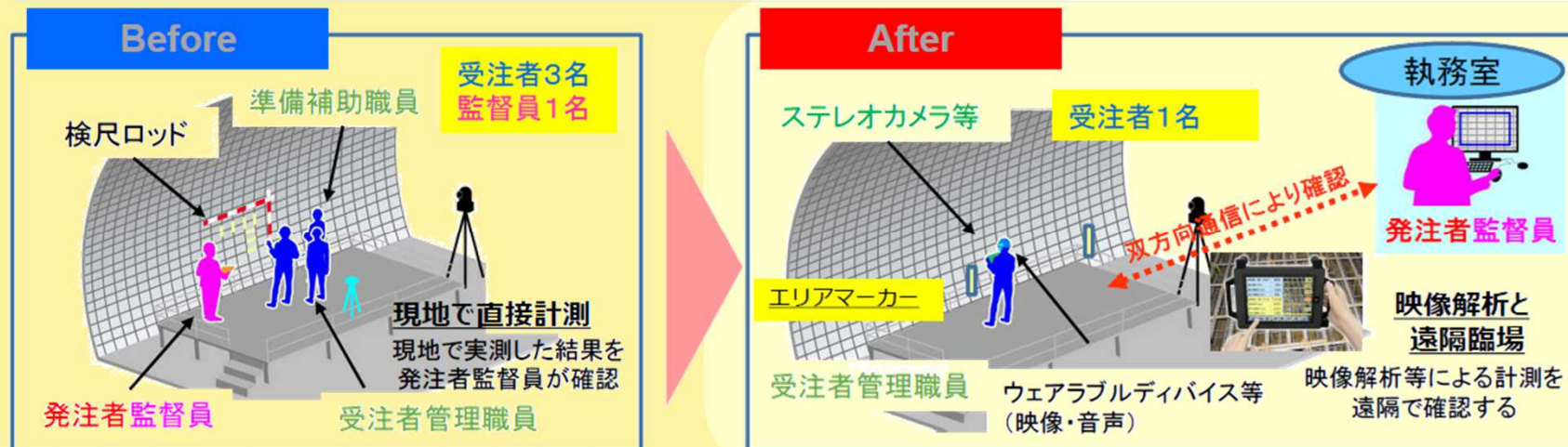
前回の赤色 ⇄ 緑色
今回の改訂 ⇄ 赤色

遠隔臨場

(例) タブレットやウェアラブルカメラ等で撮ったリアルタイム映像で段階確認



(例) 鉄筋の配筋状況を撮影し、画像データから配筋間隔を計測

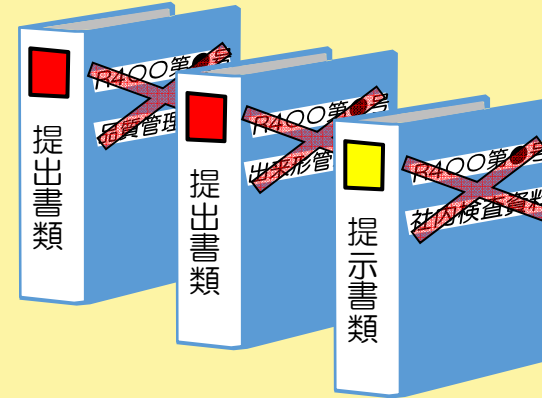


6. 工事書類の整理例

前回の赤色 ⇨ 緑色
今回の改訂 ⇨ 赤色

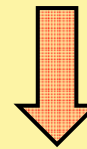
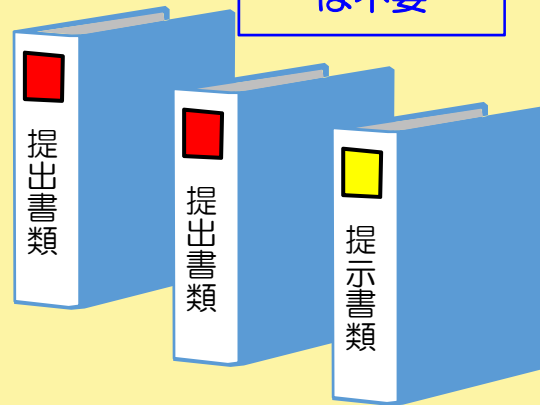
工事書類の整理方法は、下記例を参考にしましょう

ファイルのタイトルは背表紙のみで可

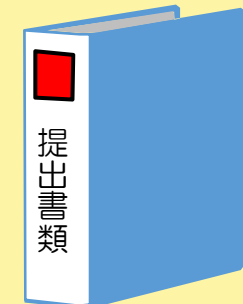


- 1 総合施工計画書
- 2 指示・承諾・協議書 (重要事項のみ)
- 3 段階確認立会結果
- 4 品質管理資料
- 5 施工管理報告書

表紙タイトルは不要



又は



電子納品は、CD+書類
CDにいれたデータは
ペーパーは基本不要